

国立大学法人旭川医科大学監事監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学監事監査規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学監事監査規程（平成 16 年旭医大達第 3 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条第6項から第11項まで及び第11条の2並びに国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第10条第4項及び第5項の規則に基づき、監事が行う国立大学法人旭川医科大学（以下「本法人」という。）の監査に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条第6項及び第7項及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第2項並びに国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第10条第4項及び第5項の規則に基づき、監事が行う国立大学法人旭川医科大学（以下「本法人」という。）の監査に関し、必要な事項を定めるものとする。
(略)	(略)
(監査の事務補助)	(監査の事務補助)
第11条 学長は、監事が必要と認めるときは、監査の事務補助を職員に命ずることができる。	第11条 学長は、監事が必要と認めるときは、監査の事務補助を職員に命ずることができる。

2 前項の事務補助に従事する者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。（新設）

（略）

（書類の調査）

第13条 監事は、本法人が法第11条第8項に規定する書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。（新設）

2 監事は、前項に定める書類のほか本法人の運営にかかる重要な書類を調査し、閲覧することができる。（新設）

3 前2項の書類とは、国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程（平成23年旭医大達第163号）において定める文書（以下「文書」という。）をいう。（新設）

（監事に回付する文書）

第14条 次に掲げる文書は、当該文書決裁後直ちに監事に回付しなければならない。

- （1） 文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- （2） 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書
- （3） 契約に関する重要な文書
- （4） 訴訟に関する重要な文書
- （5） その他業務に関する重要な文書

2 次に掲げる文書は、本法人が受領した場合は、当該文書決裁後速やかに監事に回付しなければならない。

- （1） 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- （2） 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書
- （3） その他業務に関する重要な報告、供閲等の文書

（略）

（監事に回付する文書）

第13条 次に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- （1） 文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- （2） 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書
- （3） 契約に関する重要な文書
- （4） 訴訟に関する重要な文書
- （5） その他業務に関する重要な文書

2 次に掲げる文書は、本法人が受領した場合は、監事に回付しなければならない。

- （1） 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- （2） 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書
- （3） その他業務に関する重要な報告、供閲等の文書

第15条～第17条（略）

（規程の改廃等）

第18条 学長は、この規程を改廃しようとするときは、監事の意見を聴かなければならない。（新設）

2 この規程に関する庶務は、関係課等の協力を得て監査室において処理する。（新設）

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、学長と監事が協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年8月18日から施行する。

【改正理由】

監事が行う書類の調査にかかる条項の新設及び関連規定の見直しを行い、併せて規程の改廃等にかかる条項の新設など所要の整備を行うものである。

第14条～第16条（略）

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、監事が別に定める。